



各 位

株式会社 東北銀行

矢巾町個人住宅取得資金利子補給事業の お知らせ

株式会社東北銀行(取締役頭取 村上 尚登)では、このたび矢巾町(町長 高橋 昌造)との間で「住宅取得資金利子補給事業」に関する契約を締結しましたのでお知らせいたします。 矢巾町では地方創生施策の一環として人口増加を促進するため、新たに町内へ定住を目的として住宅の取得又はリフォームを行う方に対して、ローンに係る利子の一部を交付します。 制度概要は、下記のとおりとなります。

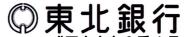
記

【制度概要】

	住宅ローン利子補給	リフォームローン利子補給
	平成28年4月1日時点で矢巾町外在住か矢巾町内の賃貸物件に在住の方	
対象者	①住宅を新築または購入する方	①中古住宅を購入後 1 年以内にリ
	②新たに 3 世代以上の同居を目的	フォームを行う方
	に住宅の建替えを行う方	②新たに 3 世代以上の同居を目的
		にリフォームを行う方
対象ローン	①借入金額 200 万円以上	①借入金額 100 万円以上
	②融資期間 5年以上	②融資期間 3年以上
利子補給期間	5 年間	3 年間
利子補給額	1年あたり上限 20万円(1月~12月の年間約定支払利息額)	
取扱支店	矢巾支店、流通センター支店	
地方創生優遇 措置	以下のいずれかに当てはまる場合、交付期間を2年間延長できる	
	①中学生以下の子供がいる場合 ②三世代以上が同居する住宅	
	③婚姻届提出から5年以内 ④	町内事業者が施工
受付期間	平成 36 年 3 月 31 日まで	

以上

【本件に関するお問い合わせ】 地域応援部(担当:間宮) 電話番号:019-651-6161



〒020-0023 盆画市内丸3 番1 号電話番号 019-651-6161 F A X 019-653-1291 ホームページ http://www.tohoku-bank.co.jp